

香川県条例第40号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（平成23年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | |
|--|--|-----------------|-------------------------------------|------|----|-----------------------|--------------------|-----------------|-------------------------------------|--------|-------|
| <p>(負担金に代わる金銭の総額) 第3条 負担金に代わる金銭の総額は、<u>国営土地改良事業に要する費用の額の5パーセントに相当する額とする。</u></p> <p>(負担金に代わる金銭の徴収方法) 第4条 略</p> <p>2 前項の元利均等年賦支払の支払期間の始期は、国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業により生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧を併せ行ったときは、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度とし、<u>支払期間は、17年（2年の据置期間を含む。）とし、利率は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項の農林水産大臣の定める率とする。</u></p> | <p>(負担金に代わる金銭の総額) 第3条 負担金に代わる金銭の総額は、<u>別表に掲げる額とする。</u></p> <p>(負担金に代わる金銭の徴収方法) 第4条 負担金に代わる金銭は、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により支払わせるものとする。ただし、第2条に規定する土地改良区からの申出があるときは、その全部又は一部につき、一時支払の方法により支払わせることができる。</p> <p>2 前項の元利均等年賦支払の支払期間の始期は、国営土地改良事業が完了した年度（当該国営土地改良事業により生じた施設で当該国営土地改良事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧を併せ行ったときは、当該国営土地改良事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度）の翌年度とし、<u>支払期間及び利率は、別表に掲げるとおりとする。</u></p> <p>別表（第3条、第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の名称</th> <th>負担金に代わる金銭の総額</th> <th>支払期間</th> <th>利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国営香川用水 土器川沿岸土地改良事業</td> <td>事業に要する費用の額の5パーセントに</td> <td rowspan="2">17年（据置期間2年を含む。）</td> <td rowspan="2">土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項の農林水産大</td> </tr> <tr> <td>国営香川用水</td> <td>相当する額</td> </tr> </tbody> </table> | 事業の名称 | 負担金に代わる金銭の総額 | 支払期間 | 利率 | 国営香川用水 土器川沿岸土地改良事業 | 事業に要する費用の額の5パーセントに | 17年（据置期間2年を含む。） | 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項の農林水産大 | 国営香川用水 | 相当する額 |
| 事業の名称 | 負担金に代わる金銭の総額 | 支払期間 | 利率 | | | | | | | | |
| 国営香川用水 土器川沿岸土地改良事業 | 事業に要する費用の額の5パーセントに | 17年（据置期間2年を含む。） | 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第53条第2項の農林水産大 | | | | | | | | |
| 国営香川用水 | 相当する額 | | | | | | | | | | |

| | | | |
|--|--------------|--|--------|
| | 二期土地改良 事業 | | 臣の定める率 |
|--|--------------|--|--------|

附 則
この条例は、公布の日から施行する。